

令和3年度 第2回長野県国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和4年2月14日（月）
13時30分から15時まで
場 所 オンライン開催

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 令和4年度国保事業費納付金等の算定結果について ······ 【資料1】
- (2) 令和4年度長野県国保特別会計予算（案）について ······ 【資料2】
- (3) 令和4年度に長野県が実施する保健事業（案）について ······ 【資料3】
- (4) その他 ······ 【資料4・5】

4 その他

5 閉会

**令和3年度 第2回 長野県国民健康保険運営協議会
出席者名簿**

(敬称略)

| 区分 | 所 属 名 | 役 職 名 | 氏 名 | 備考 |
|--------------|--------------------------------|---------|--------|----|
| 公益代表 | 国立大学法人 信州大学 経法學部 | 教 授 | 増原 宏明 | |
| | 公立大学法人 長野県立大学 グローバルマネジメント学部 | 教 授 | 宮崎 紀枝 | |
| | 長野県弁護士会 | | 大井 基弘 | |
| 被保険者代表 | 池田町国保運営協議会 | 委 員 | 下條 葉子 | |
| | 長野県在宅看護職信濃の会 | | 北澤 万里子 | |
| | 公募委員 | | 宮島 葉子 | |
| 保険剤医師・保険薬師代表 | 一般社団法人 長野県医師会 | 常務理事 | 溝口 圭一 | 欠席 |
| | 一般社団法人 長野県歯科医師会 | 副 会 長 | 大滝 祐吉 | |
| | 一般社団法人 長野県薬剤師会 | 副 会 長 | 藤澤 裕子 | |
| 被用者代表 | 健康保険組合連合会 長野連合会 | 事 務 局 長 | 奥村 誠二 | |
| | 全国健康保険協会 長野支部 | 支 部 長 | 清水 昭 | |

| | | | | |
|-----|----------|----------------|--------|--|
| 事務局 | 長野県健康福祉部 | 部 長 | 福田 雄一 | |
| | 健康増進課 | 課 長 | 田中 ゆう子 | |
| | | 室 長 | 矢澤 圭 | |
| | | 課長補佐 兼 支援・指導係長 | 市川 知明 | |
| | | 課長補佐 兼 国保運営係長 | 上島 満 | |
| | 国民健康保険室 | 担当係長 | 唐木 里織 | |
| | | 主 任 | 田中 悠樹 | |
| | | 主 事 | 加藤 慧 | |
| | | 主 事 | 土屋 千晶 | |
| | 駒ヶ根市 | 市民課長 | 木下 岳士 | |
| 市町村 | 王滝村 | 健康福祉課長 | 田中 明彦 | |

長野県国民健康保険運営協議会運営要綱

(目的)

第1条 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第11条の規定による長野県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 長野県国民健康保険の財政運営に関すること。
- (2) 長野県国民健康保険運営方針に関すること。
- (3) その他の重要事項に関すること。

(委員の定数区分)

第3条 委員の定数区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(会長)

第4条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、委員全員がこれを選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は第3条各号に掲げる委員各1人以上が出席し、かつ委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室に置き、県及び「長野県県・市町村国保運営連携会議」の委員が属する市町村で組織する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県国民健康保険運営協議会設置要綱の廃止)

2 長野県国民健康保険運営協議会設置要綱は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。